

第3編 広島県教育委員会関係

退職手当は、広島県条例（職員の退職手当に関する条例）（以下「条例」という。）にその内容が定められており、その概要は、次のとおりです。

[退職手当の支給要件]

1 支給対象者

退職手当は、次のいずれかに該当する職員で6月以上（死亡、早期退職募集制度により認定を受けた退職（以下「応募認定退職」という。））、傷病、整理による場合は、1日以上）在職期間を有する場合に、その人（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給されます。

- (1) 地方公務員法第3条第2項に規定する常勤の一般職職員
- (2) 市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員

2 支給制限

- (1) 条例第2条の4及び第6条の5に規定する退職手当（以下「一般の退職手当」という。）は、次のいずれかに該当する人には、全部又は一部が支給されないことがあります。

ア 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた人

イ 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）

又はこれに準ずる退職をした人

- (2) 職員が退職した場合において、その人が退職の日又はその翌日に再び職員になったときは、その退職については、退職手当は支給されません。

ただし、引き続いて定年前再任用短時間勤務職員となる場合には、退職手当は支給されます。

- (3) 職員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したとき又は退職した後まだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、退職した人が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときは、一般の退職手当等の支払が差し止められます。

ただし、禁固以上の刑に処されなかったときは、退職手当は支給されます。

(4) 職員が、引き続いて国又は他の地方公共団体等の職員となるため退職した場合は退職手当は支給されません。

ただし、他の地方公共団体等の退職手当に関する規定で、広島県での在職期間が通算されないことになっている場合は、退職手当が支給されます。

[退職手当額の計算]

$$\boxed{\text{基本額 (退職日の給料} \times \text{支給割合)}} + \boxed{\text{調整額}} = \boxed{\text{退職手当額}}$$

基本額	退職日の給料	教職調整額、教育職3級の給料に加算する額、給料の調整額を含む。
(注)	支給割合	退職事由及び勤続期間に応じた割合（別表1参照）。
調整額		在職中の職務の級、管理職手当支給割合、期末手当加算割合等に応じて定められている第1号区分～第9号区分とそれに応じた額のうち、各月ごとに額の多いものから順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額を合計した額（別表3参照）。

(注1) 給料月額の変額改定以外の理由により、給料月額が減額されたことがある場合は、退職手当の基本額に係る特例が適用される場合がある（条例第5条の2適用）。

(注2) 平成18年3月31日に同じ退職事由により退職したと仮定した場合の、改正前の条例に基づいて計算した退職手当額を保障する（別表2参照）。

なお、応募認定退職については適用しない。

(注3) 行政職及び医療職給料表の適用を受ける職員については、平成28年3月31日現在の給料月額が退職日現在の給料月額を上回っている場合、平成28年3月31日現在の給料月額によって計算した退職手当額を保障する。

(注4) 教職調整額のみ、1.3%の地域手当水準調整後の額とする（給料月額、教育職3級加算額及び給料の調整額は水準調整前の月額を算定基礎とする。）。

(注5) 60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を「定年退職」として算定する。

計算例 1

適用給料表及び級	教育職(二)2級		
退職の日における給料月額	431,087円		
勤続期間	37年1月		
退職事由	定年(条例第5条適用)		
調整額(経験年数38年)	第6号区分 60月		
	(給料月額)	(支給割合)	(基本額)
【基本額】	431,087円 ×	47.709 =	20,566,729 ⁶⁸ 円
【調整額】	32,500円 ×	60 =	1,950,000円
	(基本額)	(調整額)	
【退職手当額】	20,566,729 ⁶⁸ 円 +	1,950,000円 =	22,516,729 ⁶⁸ 円

定年前早期退職特例による場合の退職手当の額

$$\text{退職日の給料月額} \times \{1 + (0.03 \times 60\text{歳までの残年数})\} \times \text{勤続期間に対応する支給割合} = \text{基本額}$$

(注) 「60歳までの残年数」とは、退職の日の属する年度の3月31日現在の年齢により計算する。

※ 特例を適用する退職者は、次のいずれにも該当する退職者であること。

- 退職事由 応募認定退職、公務上の傷病、同死亡による退職又は整理退職であること。
- 勤続期間 20年以上であること。
- 年齢 年齢45歳に達する年度の初日から59歳に達する年度の末日までの退職であること。

計算例 2

適用給料表及び級	教育職(二)2級		
退職の日の年度末における年齢	59歳		
退職の日における給料月額	431,087円		
勤続期間	36年1月		
退職事由	応募認定退職		
調整額(経験年数37年)	第6号区分 60月		
【給料月額】	431,087円 ×	(1+0.03) =	444,019 ⁶¹ 円
	(給料月額)	(支給割合)	
【基本額】	444,019 ⁶¹ 円 ×	47.709 =	21,183,731 ⁵⁷ 円
【調整額】	32,500円 ×	60 =	1,950,000円
	(基本額)	(調整額)	
【退職手当額】	21,183,731 ⁵⁷ 円 +	1,950,000円 =	23,133,731 ⁵⁷ 円

(別表1)

退職手当支給割合(平成30年4月1日以降)

勤続年数	3条			4条	5条		6条の5
	一項	二項	一項	一項 二項	一項	一項 二項	一項 二項
	自己都合 (20年以上)	自己都合 (19年以下)	定年・応募認定退職 (「1号」・1年未満) ・ 死亡・通勤災害傷病等 (「1号」・1年未満) ・ 公務外	定年・応募認定退職 (「1号」・1年以上25年未満) ・ 公務外 (通勤災害傷病を除く)	整理 傷病・ 応募認定退職 (「2号」・公務上死亡・公務)	定年・応募認定退職 (「2号」・1年以上) ・ 死亡・通勤災害傷病等 (「1号」・1年以上) ・ 公務外	
1	0.5022		0.837		1.2555		2.7×a (1年未満)
2	1.0044		1.674		2.511		3.6×a
3	1.5066		2.511		3.7665		4.5×a
4	2.0088		3.348		5.022		5.4×a
5	2.511		4.185		6.2775		5.4×a
6	3.0132	5.022	5.022		7.533		
7	3.5154	5.859	5.859		8.7885		
8	4.0176	6.696	6.696		10.044		
9	4.5198	7.533	7.533		11.2995		
10	5.022	8.37	8.37		12.555		
11	7.43256		9.2907	11.613375	13.93605		
12	8.16912		10.2114	12.76425	15.3171		
13	8.90568		11.1321	13.915125	16.69815		
14	9.64224		12.0528	15.066	18.0792		
15	10.3788		12.9735	16.216875	19.46025		
16	12.88143		14.3127	17.890875	20.8413		
17	14.08671		15.6519	19.564875	22.22235		
18	15.29199		16.9911	21.238875	23.6034		
19	16.49727		18.3303	22.912875	24.98445		
20	19.6695		19.6695	24.586875	26.3655		
21	21.3435		21.3435	26.260875	27.74655		
22	23.0175		23.0175	27.934875	29.1276		
23	24.6915		24.6915	29.608875	30.50865		
24	26.3655		26.3655	31.282875	31.8897		
25	28.0395		28.0395		33.27075	33.27075	
26	29.3787		29.3787		34.77735	34.77735	
27	30.7179		30.7179		36.28395	36.28395	
28	32.0571		32.0571		37.79055	37.79055	
29	33.3963		33.3963		39.29715	39.29715	
30	34.7355		34.7355		40.80375	40.80375	
31	35.7399		35.7399		42.31035	42.31035	
32	36.7443		36.7443		43.81695	43.81695	
33	37.7487		37.7487		45.32355	45.32355	
34	38.7531		38.7531		46.83015	46.83015	
35	39.7575		39.7575		47.709	47.709	
36	40.7619		40.7619		〃	〃	
37	41.7663		41.7663		〃	〃	
38	42.7707		42.7707		〃	〃	
39	43.7751		43.7751		〃	〃	
40	44.7795		44.7795		〃	〃	
41	45.7839		45.7839		〃	〃	
42	46.7883		46.7883		〃	〃	
43	47.709		47.709		〃	〃	
44	〃		〃		〃	〃	
45	〃		〃		〃	〃	

※3条から5条に係る支給割合は、条例附則17項から19項及び48年条例附則5項から7項を適用後のものである。

※応募認定退職とは、早期退職募集制度(条例第8条の3第1項第1号及び第2号)により認定を受けて退職した場合をいう。

(注)
a = 基本給月額
(給料・扶養手当
及びこれらに対す
る地域手当)

(別表2)

退職手当支給割合(平成30年4月1日以降)

(平成18年改正前の条例による)

勤続年数	3条			4条		5条		
	一 項	二 項	条例附則17項 48年条例附則5 項	一 二 項	条例附則17項、18 項 48年条例附則5項、 6項	一 二 項	三 項	条例附則17項、19項 48年条例附則5項、7項
	病年自 (己 22都 00合 年(年 未未2 満満0)年)以上 公公2 務務5 外外年 傷死未 病亡未 (又満 2は) 5通・ 年勤勸 未に奨 満よ又)るは 傷定	自己 都合 (1 9年 以下)	公務 外傷 病 (2 0年 以 上 2 4年)	(上上公 22)務 05・外 年年勤傷 以未務病 上満公 2)署2 5・の5 年公移年 未務転以 満外・上)死勸 亡奨・ 又自 通は己 勤定都 に年合 よ(年 る22 傷05 病年年 以以	① 勤務公署の 移転 (20年以上) ② 勸奨・定年 (20年～24年) ③ 公務外死亡・ 通勤による傷 病 (20年～24年) ④ 公務外傷病 (25年以上)	死に勸 亡よ奨 ・る又 公傷は 務病定 上(年 傷2(年 病52 年5 以年 上以)上 定)・ 数・ 公の 改務 廢外 等死 ・亡 公・ 務通 上勤	2.7×a(1年未満) 3.6×a 4.5×a 5.4×a 5.4×a	① 定数の改廢等 (20年以上) ② 公務上死亡 (20年以上) ③ 公務上傷病 (20年以上) ④ 勸奨・定年 (25年以上) ⑤ 公務外死亡・通勤 による傷病 (25年以上) ・33年条例附則2項 59.10.4在職 年齢50歳以上10年 以上勸奨
1	0.837	0.5022		1.04625		1.2555		1.2555
2	1.674	1.0044		2.0925		2.511		2.511
3	2.511	1.5066		3.13875		3.7665		3.7665
4	3.348	2.0088		4.185		5.022		5.022
5	4.185	2.511		5.23125		6.2775		6.2775
6	5.022	3.7665		6.2775		7.533		7.533
7	5.859	4.39425		7.32375		8.7885		8.7885
8	6.696	5.022		8.37		10.044		10.044
9	7.533	5.64975		9.41625		11.2995		11.2995
10	8.37	6.2775		10.4625		12.555		12.555
11	9.2907	7.43256		11.613375		13.93605		13.93605
12	10.2114	8.16912		12.76425		15.3171		15.3171
13	11.1321	8.90568		13.915125		16.69815		16.69815
14	12.0528	9.64224		15.066		18.0792		18.0792
15	12.9735	10.3788		16.216875		19.46025		19.46025
16	13.8942	11.11536		17.36775		20.8413		20.8413
17	14.8149	11.85192		18.518625		22.22235		22.22235
18	15.7356	12.58848		19.6695		23.6034		23.6034
19	16.6563	13.32504		20.820375		24.98445		24.98445
20	17.577		17.577	21.97125	21.97125	26.3655		26.3655
21	18.5814		18.5814	23.22675	23.22675	27.8721		27.8721
22	19.5858		19.5858	24.48225	24.48225	29.3787		29.3787
23	20.5902		20.5902	25.73775	25.73775	30.8853		30.8853
24	21.5946		21.5946	26.99325	26.99325	32.3919		32.3919
25				28.24875	28.24875	33.8985		33.8985
26				29.50425	29.50425	35.4051		35.4051
27				30.75975	30.75975	36.9117		36.9117
28				32.01525	32.01525	38.4183		38.4183
29				33.27075	33.27075	39.9249		39.9249
30				34.52625	34.52625	41.4315		41.4315
31				35.78175	35.78175	42.9381		42.9381
32				37.03725	37.03725	44.4447		44.4447
33				38.29275	38.29275	45.9513		45.9513
34				39.54825	39.54825	47.4579		47.4579
35				40.80375	40.80375	48.9645		48.9645
36				41.85	41.85	50.4711		50.4711
37				42.89625	42.89625	51.9777		51.9777
38				43.9425	43.9425	53.4843		53.4843
39				44.98875	44.98875	54.9909		54.9909
40	(注) a = 基本給月額			46.035	46.035	56.4975		56.4975
41	(給料・扶養手当及びこ れらに対する調整手当)			47.08125	47.08125	58.0041		58.0041
42				47.709	47.709	59.5107		59.5107
43				48.3375	48.3375	61.0173		61.0173
44				48.966	48.966	62.5239		62.5239
45				49.5945	49.5945	64.0305		64.0305

退職手当の調整額における職員の区分一覧表(H31.4.1～)

区分	退職手当の調整額		行政職給料表		教育職給料表(二)・(ロ) 教育職給料表(三)・(イ)				医療職給料表(二)		研究職給料表	期末手当 加算割合	
	月額(円)	H18.3.31まで	H18.4.1以降	H18.3.31まで	H20.3.31まで	H20.4.1以降	H21.3.31まで	H21.4.1以降	H28.3.31まで	H28.4.1以降			
第2号	65,000	o11級	o9級	H18.3.31まで	H18.4.1以降	H20.3.31まで	H20.4.1以降	H21.3.31まで	H21.4.1以降	H28.3.31まで	H28.4.1以降		
第3号	59,550	o10級	o8級										
第4号	54,150	o9級	o7級										20% 又は 15% (教育職3級 は10%)
第5号	43,350	o8級	o6級								o4級		
第6号	32,500	o7級	o5級										10%
第7号	27,100	o6級	o4級										
第8号	21,700	o5級 o4級	o3級 (大卒9年以上 の経験年数を有する 職員)										5%
第9号	0	o4級 (第8号区分が 適用される職員以外 の職員) o3級 o2級 o1級	o3級 (第8号区分が 適用される職員以外 の職員) o2級 o1級										0%

注 表中の経験年数の適用に当たっては、当該経験年数を満たすこととなった月から当該要件を満たしていたものとする。

○条例第3条

- ・自己都合、公務外傷病により退職した人
- ・勤続11年未満で、定年・応募認定退職により退職した人
- ・勤続11年未満で、公務外死亡、通勤による傷病により退職した人

○条例第4条

- ・勤続11年以上25年未満で、定年・応募認定退職により退職した人
- ・勤続11年以上25年未満で、公務外死亡、通勤による傷病により退職した人

○条例第5条

- ・勤続25年以上で、定年・応募認定退職により退職した人
- ・勤続25年以上で、公務外死亡、通勤による傷病により退職した人
- ・公務上の傷病又は死亡により退職した人

[勤続期間の計算]

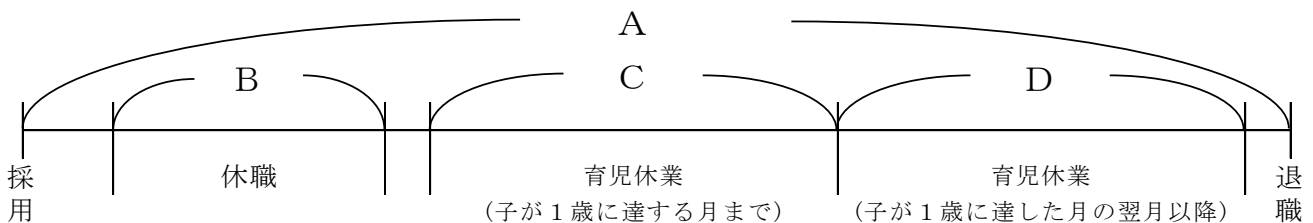
1 勤続期間の計算の原則

勤続期間の計算は、職員となった日の属する月から退職する日の属する月までの月数による。

ただし、休職、育児休業（当該育児休業に係る子が一歳に達する日の属する月までの期間を除く。）、大学院修学休業、停職及び高齢者部分休業の期間については、その期間の二分の一を勤続期間から除き、専従許可、自己啓発等休業、配偶者同行休業又は第2号介護休暇の期間については、その期間を勤続期間から除く。

なお、育児休業のうち当該育児休業に係る子が一歳に達する日の属する月までの期間、育児短時間勤務をした期間及び介護支援部分休暇の承認を受けて勤務しなかった期間については、その期間の三分の一を勤続期間から除く。

(1) 休職等の期間がある場合



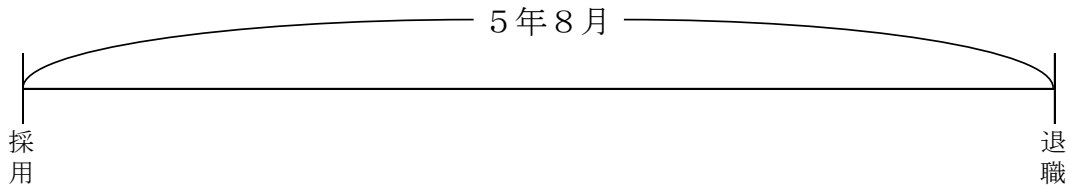
$$\text{勤続期間} = A - \frac{B}{2} - \frac{C}{3} - \frac{D}{2}$$

(注) 休職等の期間がない場合の勤続期間はAとなる。

(注) 勤続期間が6月以上1年未満の場合の勤続期間は1年となる。

ただし、退職事由が死亡、応募認定退職、傷病、整理による場合で、勤続期間が1日以上1年未満の場合の勤続期間は1年となる。

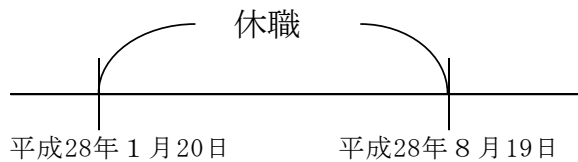
(2) 勤続期間の端数処理



勤続期間 = 5年

(注) 勤続期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

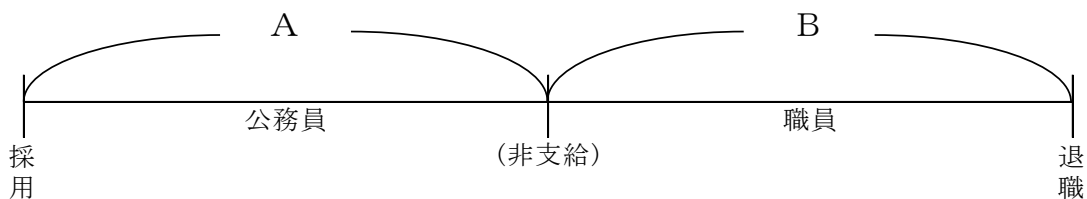
勤続期間から除く期間の計算



勤続期間から除く期間 = $\frac{6\text{月}}{2} \rightarrow 3\text{月}$

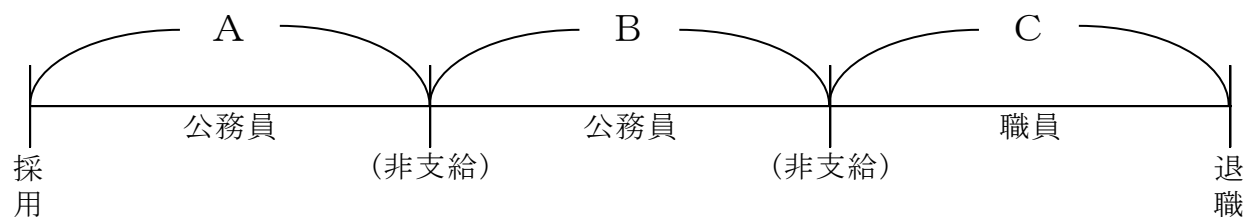
2 勤続期間に通算する期間

(1) 公務員の期間を通算する場合



勤続期間 = A + B

(2) 公務員の期間を通算する場合



勤続期間 = A + B + C

[退職手当の受取り]

本人が指定した本人名義の口座への振込払又は隔地払（県が指定した金融機関へ送金）により受取れます。

- (注) (1) 口座振替払の場合は、漁業協同組合の一部を除く金融機関
- (2) 隔地払の場合は、原則として県内にあつては、広島銀行本支店、県外にあつては広島銀行又は広島銀行と取引関係にある金融機関等（漁業協同組合を除く。）

[退職手当から控除されるもの]

1 退職手当に対する税金

退職手当に対する税金（所得税、住民税（市町村民税及び県民税））が控除されます。

2 一括徴収の住民税

1月から4月の間に退職する人は、毎月給料から控除され分割納付している住民税のうち未納となる5月までの住民税がまとめて控除されます。

3 共済組合等の貸付金の未償還金

共済組合及び互助組合から貸付を受けている人は、貸付金の未償還元利金相当額が控除されます。

○ 退職手当手取額

退職手当－〔所得税＋住民税＋1～5月までの未納住民税（年度末退職者は4～5月分）
＋共済組合等の貸付金の未償還元利金〕

[退職手当に対する税金]

1 税額の算出

所得税、住民税は退職手当から勤続年数に応じて算出された退職所得控除額を控除した額を基に計算されます。この場合の勤続年数は、休職等があっても減算しないで計算し、1年未満の端数があるときは切り上げて年数を求めます。

例えば、30年1か月という場合は、1か月を切り上げて31年として退職所得控除額を計算します。

(退職所得控除額の算定)

勤続年数 (A)	退職所得控除額
20年以下	A × 40万円 (80万円未満の場合には、80万円)
20年超	(A - 20年) × 70万円 + 800万円

※ 障害者になったことが直接の原因で退職した場合の退職所得控除額は、上記の方法により計算した額に、100万円を加えた金額となります。

支給する退職手当額からこの退職所得控除額を差し引いた残りの額が課税対象額となります。

2 税金の計算

$$\left[\begin{array}{c} \boxed{\text{退職手当額}} \\ - \\ \boxed{\text{所得税法の規定による勤続年数に対応する退職所得控除額}} \end{array} \right] \times \frac{1}{2} = \boxed{\text{課税退職所得金額 (千円未満切り捨て)}}$$

※ ただし、勤続期間の年数（1年未満の端数がある場合はその端数を1年に切り上げたもの）が5年以下の場合は、1/2を乗じない。

(1) 所得税額の算定

課税退職所得金額 (A)		所得税額
	1,950,000円以下	((A) × 5%) × 102.1%
1,950,000円超	3,300,000 "	((A) × 10% - 97,500円) × 102.1%
3,300,000 "	6,950,000 "	((A) × 20% - 427,500円) × 102.1%
6,950,000 "	9,000,000 "	((A) × 23% - 636,000円) × 102.1%
9,000,000 "	18,000,000 "	((A) × 33% - 1,536,000円) × 102.1%
18,000,000 "	40,000,000 "	((A) × 40% - 2,796,000円) × 102.1%
40,000,000 "		((A) × 45% - 4,796,000円) × 102.1%

※ 1円未満の端数切り捨て

(2) 道府県民税額・市町村民税額の算定

道府県民税＝課税退職所得金額(A)×4% (税率)

市町村民税＝課税退職所得金額(A)×6% (税率)

(100円未満の端数切り捨て)

計算例

勤続期間の年数	38年
退職手当額	22,516,729円
【課税退職所得額】	$(22,516,729 - 20,600,000) \times 1/2 = 958,364.5$ (千円未満切り捨て)
【所得税】	$(958,000 \times 5\%) \times 102.1\% = 48,905.9$ (1円未満切り捨て)
【道府県民税】	$958,000 \times 4\% = 38,320$ (100円未満切り捨て)
【市町村民税】	$958,000 \times 6\% = 57,480$ (100円未満切り捨て)
【住民税】	毎月の給与明細の住民税の額×2 (4・5月分の住民税)

退職所得控除額早見表

勤続年数	退職所得控除額	勤続年数	退職所得控除額	勤続年数	退職所得控除額
4年	160 万円	17年	680 万円	30年	1,500 万円
5年	200	18年	720	31年	1,570
6年	240	19年	760	32年	1,640
7年	280	20年	800	33年	1,710
8年	320	21年	870	34年	1,780
9年	360	22年	940	35年	1,850
10年	400	23年	1,010	36年	1,920
11年	440	24年	1,080	37年	1,990
12年	480	25年	1,150	38年	2,060
13年	520	26年	1,220	39年	2,130
14年	560	27年	1,290	40年	2,200
15年	600	28年	1,360	41年	2,270
16年	640	29年	1,430	42年	2,340

※ 勤続年数が2年以下の場合は80万円、3年の場合は120万円。

[提出書類]

- 1 「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」兼「退職手当受給調書」（別紙2 記入例）
- 2 退職手当の振込を希望する口座の預金通帳の写し
- 3 本県以外の履歴のある場合は、履歴証明書及び退職手当の支給の有無についての各任命権者の証明書

(注) 傷病により退職する場合は、公立学校共済組合が発行する障害程度の認定についての通知書の写し

[履歴証明]

本県職員以外の履歴を有する人で、その期間が本県職員に通算される場合は、退職手当の算定に際し、履歴証明が必要です。

[退職手当支給の有無に係る証明]

本県以外の履歴で、退職手当の支給を受けた期間については、勤続期間に含まれないこととなるので、次に掲げる場合は、履歴証明のほか退職手当支給の有無についての証明が必要です。

- 1 公務員間の異動の場合
- 2 国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて再び本県の職員となった期間がある場合

※ 本県職員以外の履歴のある方は、所属の事務担当者を通じて下記の照会先に連絡してください。

☆☆☆ 退職手当の書類に関する照会先 ☆☆☆

- 1 県教育委員会事務局及び県立学校
(担当) 県教育委員会事務局管理部教職員課職員給与室給与第一係
(電話) (082)513-5001
- 2 市町立の所属
(担当) 県教育委員会事務局管理部教職員課職員給与室給与第二係
(電話) (082)513-5003

提出不要

計算例

退職手当計算書

(平成18年3月31日以前採用)

所属名	氏名	発令年月日	退職	退職手当額	勤続	退職時の
所属コード	職員番号	年 月 日	コード	(決定額)	年数	等級号給
〇〇〇	〇〇〇〇	令和6年3月31日		22,516,729 円	37	教育職(二) 137号給
〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇					2級
職名	教諭	生年月日 (年齢)	昭和38年9月1日	60歳	退職事由	5条定年
(経歴)						
新制度切替日前日額:①			新条例等退職手当額:②			
a 在職年数	20年		A 在職年数	38年		
b 休職年数	1年10月		B 休職年数	1年10月		
c 半減年数(b×1/2)	11月		C 減ずる年数	11月		
d 勤続年数(a-c)	19年1月		D 勤続年数(A-C)	37年1月		
e 支給率(旧率)	16.65630		E 支給率(新率)	47.709		
f 基準日の等級号給 (給料月額)	教育職(二)2級22号給 平成18年1月1日発令 調整数2 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (411,944.00 円)		F 退職時の等級号給 (給料月額)	教育職(二)2級137号給 令和5年4月1日発令 調整数 1 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (431,087.00 円)		
g 退職手当額 (計算手当額)	6,861,462. ⁸⁴ 円		G 退職手当基本額	20,566,729. ⁶⁸ 円		
退職所得控除等			第6号区分 60月 32,500円 1,950,000円			
<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 障害 勤続 38年			I 調整額の算出 基礎月額			
※ 備考			1年未満端数切り上げ			
			J 退職手当調整額 (Iの計) 1,950,000 円			
			K 退職手当額 (G+J) 22,516,729. ⁶⁸ 円			
			判断 ①と②で大きい方 ②			
<input type="checkbox"/> 保障 (K < g)		<input checked="" type="checkbox"/> 新手当 (g < K)		経歴確認・計算		
退職手当額 (= g)		退職手当額 (= K)		職員給与室		
		22,516,729. ⁶⁸ 円		県立学校等 職員給与室 点検者 職員給与室長 給与第一係長 係員 計算者		

